

次代の社会を担う子どもへの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十六年七月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十五号

次代の社会を担う子どもへの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進

法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

(特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第二条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和五十年広島県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

(広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部改正)

第三条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例(平成十一年広島県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三条の表の第十七号中「母子及び寡婦福祉法関係」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法関係」に、「母子及び寡婦福祉法(一)」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法(一)」に改め、同号(1)を次のように改める。

(1) 法第十三条第一項から第三項まで、法第三十一条の六第一項から第三項まで、法第三十二条第一項及び第二項、法附則第三条第一項並びに法附則第六条第一項の規定による資金の貸付け

第三条の表の第十七号(2)中「第三十二条第三項」を「第三十一条の六第四項及び法第三十二条第四項」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同号(3)中「第三十二条第四項」を「第三十一条の六第五項及び法第三十二条第五項」に改める。

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第四条 住民基本台帳法施行条例(平成十四年広島県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十三の項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」

に改め、同表中五十二の項を五十三の項とし、十五の項から五十一の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の十四の項中「母子及び寡婦福祉法第三十二条第一項」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十二条第一項及び第二項」に改め、同項を同表の十五の項とし、同項の前に次の一項を加える。

十四 母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条の六第一項、第二項若しくは第三項の規定により貸し付けられた資金（以下この号において「父子福祉資金」という。）の償還金、その償還金の遅延利息又はその償還金を支払わなかった場合の違約金の徴収に関する父子福祉資金の貸付けを受けた者若しくはその相続人又は当該父子福祉資金の貸付けを受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

（児童の身元保証に関する条例の一部改正）

第五条 児童の身元保証に関する条例（昭和三十一年広島県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第五条第一項」を「第六条第一項」に改める。

（児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第六条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第四十四条中「母子自立支援員（母子及び寡婦福祉法）を「母子・父子自立支援員（母子及び父子並びに寡婦福祉法）」に、「母子自立支援員を」を「母子・父子自立支援員を」に、「母子福祉団体（母子及び寡婦福祉法）を「母子・父子福祉団体（母子及び父子並びに寡婦福祉法）」に、「母子福祉団体を」を「母子・父子福祉団体を」に改める。
第百十一条第二項中「母子自立支援員、母子福祉団体」を「母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体」に改める。

（社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第七条 社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。